

平成 27 年度 水資源機構営事業（印旛沼開発施設緊急改築事業）
事後評価結果とりまとめに係る関係団体からの意見聴取結果と対応方針

1. 意見聴取対象関係団体

- 1 県 8 市 2 町（千葉県、船橋市、成田市、佐倉市、八千代市、四街道市、印西市、白井市、
富里市、酒々井町、栄町）
1 土地改良区（印旛沼土地改良区） 計 12 団体

2. 意見聴取方法

事後評価結果書（案）を提示し、「印旛沼開発施設緊急改築事業」事後評価書案に対する
意見を文書により聴取

3. 提出された意見の概要と対応方針

No.	意見概要	対応方針	備 考
1	地域の農業用水をはじめとする、水道用水、工業用水の安定供給及び大雨時の水位調整による洪水防止のための重要な施設であり、引き続き適切な施設管理と管理コストの縮減に努められたい。【1 県 8 市 1 土地改良区】	事後評価書の「6 今後の課題等」に「ライフサイクルコストの低減を図り、適切な維持管理と管理コストの縮減を継続していくことが必要である。」との内容を記載しているため、このことによる資料修正は無し。	評価結果書 P5
2	平成 25 年の台風 26 号により発生した被害と同様の被害が発生しないよう、近年の異常気象を踏まえ降雨を予測した予備排水を行うなど、適切な施設管理による印旛沼水位の安定化に努められたい。【1 市 1 町】	事後評価結果書の「6 今後の課題等」に「また、近年は異常降雨が多発する中で、関係機関と連携して印旛沼に係る堤防等の整備を促進し、 予備排水を含む洪水操作等 、安定した沼水位の管理により、引き続き農業用水の安定供給と農地の湛水被害の防止に取り組む必要がある。」と「予備排水を含む洪水操作等」を追加する資料の修正を行った。	評価結果書 P5

平成 27 年度 水資源機構営事業（印旛沼開発施設緊急改築事業）
事後評価結果とりまとめに係る関係団体からの意見聴取について

機 関： 1 県 8 市 2 町（千葉県、船橋市、成田市、佐倉市、八千代市、四街道市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町）

1 土地改良区（印旛沼土地改良区）

計 12 団体

方 法： 文書による意見聴取

実 施： 平成 27 年 5 月 28 日～平成 25 年 6 月 15 日

意見の内容：

関係機関	意 見
千葉県 農林水産部	事業により施設が改築され、維持管理費が事業実施前に比べて減少されていますので、事業の効果は、良好と評価しています。 引き続き、施設機能の保全とともに、管理コストの縮減に努めていただき、農業用水の安定供給と湛水被害の防止に、支障がないよう適切な管理をお願いいたします。
船橋市	評価に関しては特に意見はありません。 地域の農業用水の安定供給に必要な重要施設であり、排水に関しても必要な施設ですので、引き続き適切な施設の管理をお願い致します。
成田市	評価に関して意見はありませんが、引き続き、施設の適切な維持管理及び管理コストの縮減に努めていただくようお願いいたします。
佐倉市	評価に関しては良好であり、特段の意見はありません。 地域の農業用水をはじめ、水道用水及び工業用水の安定供給を図るうえで重要な施設でありますので、引き続き適切な施設管理に努めていただくようお願いいたします。 また、近年の異常気象による降雨を踏まえ、印旛沼の水位の安定化も併せてお願いします。
八千代市	評価に関しては概ね良好であり、特段の意見はありません。 なお、当施設は、本市の農業用水の安定供給及び大雨時の水位調整を図るうえで重要な施設でありますので、引き続き適切な施設管理と管理コストの縮減や適切な水位管理に努めていただきますようお願いいたします。
四街道市	評価に関しては良好であり、特段の意見はありません。 地域の農業用水の安定供給を図るうえで重要な施設でありますので、引き続き適切な施設管理をお願いします。
印西市	評価に関しては良好であり、特に意見はありませんが、地域の農業用水の安定的な供給を図るうえで重要な施設でありますので、引き続き適切な管理に努めていただきますようお願いいたします。

関係機関	意 見
白井市	評価に関しては良好であり、特段の意見はありません。今後も安定的に周辺農地への揚水補給や県内工業用水の供給、水道水の供給と周辺地域の円滑な洪水時操作に努めていただくようお願いします。
富里市	評価に関しては良好であり、特段の意見はありません。 地域の洪水防止のための重要な施設でありますので、引き続き適切な施設管理に努めていただくようお願いいたします。
酒々井町	意見なし
栄町	平成25年台風26号により、印旛沼の堤防高が低い箇所から水が溢れ出て、被害が発生し、当町においても約3日間水田に水がたまり、農作物に多額な被害が発生しました。 当町は、最下流域であることから、上流域より早く水位が下がらないことから予想数量分の水量を予備排水を行うなど、同じような被害が発生しないよう十分に検討し、適切な施設管理に努めていただくようお願い申し上げます。
印旛沼土地改良区	当改良区は、用水の取水と地区内の排水排除の両面で印旛沼に依存しており、円滑な用水供給と、地区内農地排水はもとより流域内の開発による都市排水も併せて実施している現状にあります。 このような中、本地区は老朽化した用排水施設の再編を行い、循環かんがい施設を整備し、農業用水の安定供給、排水不良の改善を目的に、平成22年度から国営印旛沼かんがい排水事業印旛沼二期地区が着工されました。 緊急改築事業により、円滑な排水が確保され、受益農地及び周辺地域排水作業に大きく貢献するものであると共に、本地区に於いては、国営印旛沼二期事業が進捗していくことにより、より用排水機能が発揮されるものであります。 今後、引き続き適切な施設管理に努めて頂きますよう、お願いいたします。

凡例

- | | |
|--------------------------|-----------------|
| 1. 評価結果に関する事項で、 | 実 線 : _____ |
| 2. 施設の必要性に関する事項で、 | 破 線 : - - - - - |
| 3. 維持管理関係に関する事項で、 | 波 線 : ~~~~~ |
| 4. 近年の異常気象への防災対応に関する事項で、 | 二重線 : _____ |